

# 運送保険普通保険約款

## （保険金を支払う損害―貨物に生じた損害）

第1条 当会社は、この保険が付けられた貨物（以下「貨物」といいます。）に生じた次の損害に対して、この約款の条項に従って保険金を支払います。

- （1）「オール・リスク担保」条件の場合には、すべての偶然な事故によって生じた損害
- （2）「特定危険担保」条件の場合には、火災、爆発、もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州によって生じた損害または共同海損犠牲性損害

## （保険金を支払う損害―費用の損害）

第2条 当会社は、前条に定める損害のほか、次の費用の損害に対して保険金を支払います。

### （1）損害防止費用

第14条で定める損害防止義務を履行するために必要または有益な費用をいいます。

- （1）救助料  
当会社が保険金を支払うべき事故（以下「保険事故」といいます。）が発生した場合において、救助契約にもとづかないで貨物を救助した者に支払うべき報酬をいいます。
- （2）雑費費用  
貨物または輸送用具に保険事故が発生した場合において、貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送するために要した費用（中間地における荷卸し、陸揚貨、保管または再積込みの費用を含みます。）をいいます。ただし、原運送契約によって運送人が負担すべき費用、貨物について通常要すべき費用または被保険者が任意に支出した費用を除きます。

### （4）共同海損分担金

運送契約に定められた法令またはヨーク・アントワープ規則もしくはその他の規則にもとづき正当と作成された共同海損積算書によって、被保険者が支払うべき額をいいます。

## （保険金を支払わない損害―その1）

第3条 当会社は、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- （1）保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人（前記の者が法人であるときは、その法人の理事、取締役その他の業務執行機関を構成する個人を含みます。）もしくは使用人の故意または重大な過失。ただし、上記の代理人および使用人については本条第2号に掲げる者を除きます。
- （2）貨物の輸送に從事する者が、保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者の代理人もしくは使用人である場合には、これらの者の故意

## （保険金を支払わない損害―その2）

第4条 当会社は、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- （1）貨物の自然の消耗またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由
- （2）荷役上の不完全
- （3）輸送用具、輸送方法または輸送に從事する者が出発（中間地からの出発および積込港・寄航港からの発航を含みます。）の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったこと。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人がいずれもその事実を知らず、かつ、知らなかったことについて重大な過失がなかったときは、この限りではありません。
- （4）運送の遅延

2 当会社は、前項に定める損害のほか、間接損害（第2条の費用の損害を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。

## （保険金を支払わない損害―その3）

第5条 当会社は、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

- （1）戦争、内乱その他の変乱
- （2）水上または水中にある魚雷または機雷の爆発
- （3）公権力による否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収
- （4）機体または前号以外の公権力による処分
- （5）ストライキ、ロックアウトその他の労働争議行為または労働争議参加者の行為
- （6）10人以上の群衆・集団の全部または一部によるなされた暴力的かつ騒動的な行動およびこの行動に際して当該群衆・集団の一部によりなされた暴行（放火および盗取を含みます。）ならびにこれらに関連して生じた事件
- （7）原子核反応または原子核の崩壊。ただし、医学用、科学用または産業用ラジオ・アイソトープ（ウラン、トリウム、プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物は含みません。）の原子核反応または原子核の崩壊を除きます。

2 当会社は、陸上（湖川を含みます。）の貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに連発する火災その他の類似の事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害は、前段に掲げる事故によって生じたものと推定します。

## （保償価値）

第6条 保償価値は、貨物の仕切状面価額または発送の地および仕向地における価額を基準として、保険契約を締結した時に、当会社と保険契約者または被保険者との間で協定した額とします。

2 あらかじめ保償価値を協定しなかったときは、保償価値は保険金額と同額とします。ただし、

（1）当該保険金額が仕切状面価額（仕切状面価額が運送貨、保険料その他の諸掛りを含んでいないときは、これらを加算した額をいいます。以下同じ。）に、その10%に相当する金額を加算した額を超えるときは、保険金額および保償価値はいずれもその超過部分について無効とし、

（2）当該保険金額が仕切状面価額より著しく低いときは、保償価値は仕切状面価額と同額とみなします。

3 仕切状がないときは、貨物の発送の地および仕向地における価額に仕向地までの運送貨、保険料その他の諸掛りを加算した額を前項の仕切状面価額とみなします。

## （当会社の責任の始期と終期）

第7条 当会社の責任は、輸送開始のために、貨物が保険証券記載の発送地における保管場所から搬出された時またはその保管場所において貨物の輸送用具への積込みが開始された時いずれか早い時に始まり、通常の輸送過程を経て、貨物が保険証券記載の仕向地における荷受人の指定した保管場所へ搬入された時またはその保管場所において輸送用具から荷卸しされた時のいずれか遅い時に終わります。ただし、輸送用具仕向地における荷受人の指定した保管場所に到着した後の担保期間は、輸送用具が到着した日の翌日の正午をもって限度とします。

2 前項本文の規定にかかわらず、積込港において貨物が海上輸送用具に積込まれる前の担保期間は、貨物の保険証券記載の発送地における保管場所からの搬出が開始された日またはその保管場所における輸送用具への積込みが開始された日のいずれか早い日の翌日の午前零時から起算して15日間（積込港が積込港以外の地であるときは30日間）をもって、また、荷積港において貨物が海上輸送用具から荷卸しされた後の担保期間は、貨物の荷卸しが完了した日の翌日の午前零時から起算して15日間（仕向地が荷卸港以外の地であるときは30日間）をもって、限度とします。

3 第1項本文の規定は、搬出された、もしくは積込みが開始された貨物の部分ごと、または搬入された、もしくは荷卸しされた貨物の部分ごとこれを適用します。

## （危険の変更・増加のときの通知義務）

第8条 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が次の事実を知ったときは、遅滞なくその旨を当会社に通知し、承諾を得なければなりません。ただし、切迫した危険を避けるため、または人命救助もしくは輸送用具にある者の緊急の医療のために必要と判断したときは、この限りではありません。

（1）保険証券記載の発送地、積込港、荷卸港もしくは仕向地を変更し、もしくは変更しようとしてその実行に着手したこと、または輸送用具が順路外へ出たこと。

（2）貨物が保険証券記載の輸送用具以外のものに積込まれ、または積替えられたこと。

（3）輸送の開始または運送が著しく遅延したこと。

（4）輸送用具を日本国または外国の法令に違反する目的のために使用し、または使用しようとしてその実行に着手したこと。

（5）前各号の事実のほか、危険の著しい変更または増加があったこと。

2 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が、故意または重大な過失によって前項各号の事実を知りながら当会社に通知をしなかったとき、または通知をしても当会社がこれを承諾しなかったときは、当会社は、その事実を知った時以後に生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

3 第1項の規定によって、当会社が通知を受けたことを承諾したときは、当会社は第1項各号の事実があった時から相当の割増保険料を徴収することができます。

## （野積み等の貨物の取扱い）

第9条 当会社は、本条を適用しない旨の特約がある場合を除き、次の損害に対しては「特定危険担保」条件のみで保険に付けられたものとみなして保険金を支払います。

（1）貨物が野積みされている間に生じた損害

（2）貨物が船舶またははしけの甲板に積まれている間に生じた損害

（3）貨物が被覆の完全でない輸送用具（船舶およびはしけを除きます。）に積まれている間に生じた損害。

ただし、その輸送用具の被覆が完全であったとしても生じたであろう損害を除きます。

## （前項の規定は、次の場合には適用しません）

（1）貨物が密閉式の金属または強化プラスチック製コンテナに収容されているとき。

（2）保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が、知らず知らずのうちに、知らなかったことについて重大な過失がなかったとき。

（3）保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人のうち、前項各号の事実を知った者が遅滞なくこれを当会社に通知して、当会社の承諾を得て、相当の割増保険料を支払ったとき。

## （保険契約の無効）

第10条 保険契約締結の当時、保険事故が既に生じていることを保険契約者または被保険者が知っていたときは、保険契約は無効とします。

## （告知義務違反による契約の解除）

第11条 保険契約締結の当時、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、次の事項について事実を知りながらこれを当会社に告げなかったとき、または不実のことを告げたときは、当会社は保険契約を解除することができます。ただし、保険契約締結の当時、当会社が、保険契約者または被保険者の告げなかった事実を知っていたか、もしくは告げたことが不実であることを知っていたとき、または過失によってこれを知らなかつたときは、この限りではありません。

## （同一の貨物について、他の保険契約が締結されていること）

（2）保険契約を他人のために締結する場合において、その委任を受けていないこと。

## （3）保険申込書の記載事項

（4）前各号のほか、当会社の保険引受の承諾または契約内容の決定に影響を及ぼすべき重要な事項

2 当会社が前項の規定によつて保険契約を解除したときは、その解除は保険契約を締結した時にさかのぼってその効力が生じます。保険事故が発生し後に解除した場合には、その保険事故の発生が、保険契約者または被保険者の告げなかった事実または告げ不実の事項によるものでない限り、当会社は保険金を支払いません。もともと既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができます。

3 第1項の解除権は、当会社が解除の原因を知った日から30日以内にこれを行使しないときは消滅します。

## （保険料の支払い）

第12条 保険契約者は、保険契約締結の際、保険料の全額を支払わなければなりません。ただし、別途取決められた場合は、この限りではありません。

## （保険料の無効、解除または失効と保険料）

第13条 当会社は、保険契約が無効、解除または失効となった場合であっても、保険料の全額を取得することができますものとします。ただし、保険契約者または被保険者のいずれにも故意または重大な過失がなかった場合には、当会社は、保険料の全部または一部を返還します。

## （損害防止義務）

第14条 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人は、保険事故の発生にあたり、損害の防止・軽減に努めなければなりません。保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が損害の防止・軽減を怠ったときは、当会社は、防止・軽減することができたと認められる額を損害額から控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

2 保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人は、第三者（他人のためにする保険契約の場合の保険契約者ならびにその代理人および使用人を含みます。以下同じ。）に対して、損害について賠償、補償その他の給付を請求することができる場合には、その請求権の行使または保存に努めなければなりません。保険契約者、被保険者またはこれらの者の代理人もしくは使用人が第三者に対する請求権の行使または保存に必要な手続きを怠ったときは、当会社は、その請求権の行使によって、第三者から給付を受けることができたとして認められる額を損害額から控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

## （保険事故発生時の通知義務）

第15条 保険契約者または被保険者は、保険事故が発生したこと、または発生した疑いがあることを知ったときは、遅滞なくその旨を当会社に通知しなければなりません。

2 保険契約者または被保険者が前項の通知を怠ったときは、当会社は、当該保険事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

## （保険金の請求と支払い）

第16条 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、損害が保険事故によって生じたこと、およびその損害を証明しなければなりません。

2 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者は、保険金請求書、事故証明書その他当社が要求する書類を提出しなければなりません。

3 前二項による保険金の請求があったときは、当会社は、その請求があった日から起算して30日以内に保険金を支払います。ただし、当会社が調査のために時日を要するときは、この限りではありません。

4 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき者が、提出書類中に不実の記載をしたとき、または故意に事実を隠したときは、当会社は、当該保険事故によって生じた損害に対しては、保険金を支払いません。

## （全損）

第17条 貨物の全部が保険事故によって次の状態になったときは、貨物に全損があったものとします。

（1）貨物が滅失したかまたはこれに類する大損害を受けたとき。

（2）被保険者が貨物を喪失して回収の見込みがないとき。

（3）貨物を保険証券記載の仕向地へ輸送する方法がなくなったとき。

（4）第2条に定める各費用の見積額の合計額が、貨物が仕向地に到着したならば有するであろう価額を超えるとき。

2 貨物を積載している船舶または航空機の行方が最後の消息のあった日から起算して30日間不明である場合は、保険事故によって貨物に全損があったものとします。ただし、その行方不明が保険事故以外の事故によるものと推定される場合を除きます。

3 貨物が複数の鉄道車両、自動車、船舶、はしけまたは航空機に分散されている期間中は、その貨物は1両、1台、1隻または1機ごとに各別に保険に付られたものとみなして、前二項の規定を適用します。

4 この保険契約においては、被保険者は貨物を当会社に委付することができます。

## （残存物に関する権利の取得）

第18条 貨物が全損となった場合において、当会社が保険金額の全部を支払ったときは、当会社は、保険金額の保険価値に対する割合で、貨物について被保険者が持っていた権利を取得します。ただし、当会社がその権利を取得しない旨の意思を表示して保険金を支払ったときは、この限りではありません。

2 貨物の一部について損害が生じ、当会社がその部分に対する保険金額の割当額を全部を支払ったときは、その部分について前項の規定を準用します。

## （求償権の取得）

第19条 当会社は、損害に対して保険金を支払ったときは、被保険者その他のその損害について第三者に対して有する賠償、補償その他の給付の請求権を当会社の支払った金額の範囲内で、かつ、被保険者のこの権利を害さない範囲内の金額につき、取得します。

2 当会社が前項より権利を取得した場合において、第三者に対して有する被保険者の権利が残存するときは、被保険者の権利が当会社の権利に優先します。

## （全損となった貨物の権利と義務）

第20条 第18条の場合において、貨物に対して留置権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、その他の権利が存在する場合は、または損害をうけた貨物を取り除く義務その他のその貨物に関する義務が存在する場合には、被保険者は、遅滞なくその明細を当会社に通知しなければなりません。

2 被保険者は、前項に定める権利を消滅させなければなりません。これに要する金額および費用または前項に定める義務を履行するために要する金額および費用は、被保険者の負担とします。

3 当会社が前項の金額および費用を支払ったとき、または将来支払う必要があると認めたときは、当会社は、支払うべき保険金額の額からこれらを控除することができます。

## （分損の計算方法）

第21条 貨物の全部または一部が、保険事故によって損傷を被って仕向地に到着したときは、損傷を被らないで到着したならば有するであろう価額（以下「正品市価」といいます。）と損傷した状態でのる価額（以下「損品市価」といいます。）をもとに次の算式によって保険金を損害額とします。

$$\text{損害額} = \frac{\text{保険価値または正品市価} - \text{損品市価}}{\text{その割当額} \times \text{正品市価}}$$

2 輸入税、消費税、その他の税金が課せられる貨物については、これらの税金を含めた価額を正品市価または損品市価とします。

3 当会社と被保険者との間で、損品市価について協定がとれない場合には、被保険者の勘定で損傷を被った貨物を売却し、その売却代金（税金を主たる負担としたときはその額を加算し、また、売却に要した費用はこれを控除しません。）を損品市価とみなします。

4 第1項の規定にかかわらず、貨物のレタリングに損害が生じたときは、そのレタリングの代替費（再ちょう付費を含みます。）を、また貨物が機械類である場合には、その損害部分の代替品購入代金、修繕費および運送費を合算した額（貨物の関税の全額が保償価値に含まれていた場合に限り、代替品購入のため支払われた関税があればこれを加算します。）を当会社が支払うべき保険金の限度とします。この場合において第23条の規定を適用します。

## （支払いを免れた運送貨その他の費用の控除）

第22条 保険契約者が運送貨その他の費用が含まれている場合において、損害発生のために被保険者がこれらの費用の全部または一部について支払いを免れたときは、当会社は、その費用を控除した残額を基礎として、保険金の額を決定します。

## （保険金の支払額の限度）

第23条 当会社が保険金として支払う額は、1回の保険事故について保険金額を限度とします。

2 前項の規定にかかわらず、貨物が損害を被り、これを修繕または手直ししない状態において、さらに他の保険事故によって損害を被った場合には、当会社が保険金として支払う額は、担保期間中を通算して保険金額を限度とします。

3 前二項の規定にかかわらず、第2条第1号に定める損害防止費用については、その費用とその他の他の費用とを合算した額が保険金額を超えた場合でも、当会社は、これを支払います。

## （一部保険の場合の保険金の支払額）

第24条 保険金額が保償価値より低いときは、当会社は、保険金額の保償価値に対する割合で保険金を支払います。

## （他の保険契約がある場合の保険金の支払額）

第25条 他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約について他の保険契約がないものとして算出した保険金の額（以下「独立責任額」といいます。）の合計額が損害額を超えるときは、次の算式によって算出した額をこの保険契約の保険金として支払います。

$$\text{保険金の支払額} = \text{損害額} \times \frac{\text{この保険契約の独立責任額}}{\text{それぞれの保険契約の独立責任額の合計額}}$$

2 保険契約のうち、保険価値の異なるものがあるときは、最も高い保険価値を基礎として算出した損害額を前項の損害額とします。

## （準拠法）

第26条 この約款に規定のない事項については、日本国の法令によります。